

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表六(三) 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算

控除限度額等	国 税 (別表六(二)[15]又は別表六(二)付表[9])	1	円	控除余裕額又は個別控除余裕額	国 税 (1) - (5)	6	円
	道府県民税 ((1)×5%、(1)×(2)又は(2)×5%又は別表六(三)付表[28]の①)	2			道府県民税 (((1)+(2)-(5))と(2)のうち少ない金額)	7	
	市町村民税 (1)×12.3%、(1)×(2)又は(2)×12.3%又は別表六(三)付表[28]の②)	3			市町村民税 (((4)-(5))と(3)のうち少ない金額)	8	
	計 (1)+(2)+(3)	4			計 (6)+(7)+(8)	9	
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)[26])				5	控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (5) - (4)		10

前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細

事業年度 又は 連結事業年度	区 分		控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
			前期繰越額又は 当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①-②	前期繰越額又は 当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④-⑤
			①	②	③	④	⑤	⑥
・ ・	国 税	11	円	円		円	外 円	
	道府県民税	12						
	市町村民税	13						
・ ・	国 税	14			円		外	円
	道府県民税	15						
	市町村民税	16						
・ ・	国 税	17					外	
	道府県民税	18						
	市町村民税	19						
・ ・	国 税	20					外	
	道府県民税	21						
	市町村民税	22						
・ ・	国 税	23					外	
	道府県民税	24						
	市町村民税	25						
・ ・	国 税	26					外	
	道府県民税	27						
	市町村民税	28						
合 計	国 税	29					外	
	道府県民税	30						
	市町村民税	31						
	計 (29)+(30)+(31)	32						
当 期 分	国 税	33	⁽⁶⁾			⁽¹⁰⁾	外 ^{(別表六(二)の二) [25]-(32の外))}	
	道府県民税	34	⁽⁷⁾					
	市町村民税	35	⁽⁸⁾				(32の②)	
	計 (33)+(34)+(35)	36	⁽⁹⁾	(32の⑤)				

別表六(三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第69条第2項、第3項若しくは第10項《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の15第2項、第3項若しくは第10項《連結事業年度における外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
 - 2 「国税1」の金額は、100円未満の金額を切り捨てないで記載します。
 - 3 「道府県民税2」は、次により記載します。
 - (1) 地方税法施行令第9条の7第4項本文《道府県民税の控除限度額》の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度（平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度を除きます。）にあつては、「 $(1) \times 5\%$ 」により計算した金額を記載します。
 - (2) 地方税法施行令第9条の7第4項本文の規定の適用を受ける連結事業年度（平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度に限ります。）にあつては、地方税法施行令附則第5条の2第2項《控除限度額に関する経過措置》の規定の適用がある場合には「 $(1) \times \frac{30}{32} \times 5\%$ 」により計算した金額を、同条第3項又は第4項の規定の適用がある場合には「 $(1) \times \frac{23}{25} \times 5\%$ 」により計算した金額を記載します。
 - (3) 地方税法施行令第9条の7第4項ただし書の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあつては、別表六(三)付表一の「28の④」の金額を記載します。
 - 4 「市町村民税3」は、次により記載します。
 - (1) 地方税法施行令第48条の13第5項本文《市町村民税の控除限度額》（同令第57条の2《法人等の市町村民税に関する規定の都への準用等》の規定において準用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度（平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度を除きます。）にあつては、「 $(1) \times 12.3\%$ 」により計算した金額を記載します。
 - (2) 地方税法施行令第48条の13第5項本文の規定の適用を受ける連結事業年度（平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度に限ります。）にあつては、地方税法施行令附則第5条の2第2項の規定の適用がある場合には「 $(1) \times \frac{30}{32} \times 12.3\%$ 」により計算した金額を、同条第3項又は第4項の規定の適用がある場合には「 $(1) \times \frac{23}{25} \times 12.3\%$ 」により計算した金額を記載します。
 - (3) 地方税法施行令第48条の13第5項ただし書
- 規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあつては、別表六(三)付表一の「28の⑤」の金額を記載します。
- 5 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額5」の金額が「控除限度額等」の「計4」の金額に満たないときは、右側の「控除余裕額又は個別控除余裕額」の各欄に記載し、「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額5」の金額が「控除限度額等」の「計4」の金額を超えるときは、その超える金額を右側の「控除限度超過額又は個別控除限度超過額10」に記載します。
 - 6 「前期繰越額又は当期発生額 ①」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）とする適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において法第69条第5項又は第81条の15第5項の規定の適用があるときのその法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表六(三)付表二「11」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において法第69条第7項又は第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表六(三)付表三「5」の欄の金額を記載します。
 - 7 「前期繰越額又は当期発生額 ④」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格組織再編成を行った場合において法第69条第5項又は第81条の15第5項の規定の適用があるときのその法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表六(三)付表二「14」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等を行った場合において法第69条第7項又は第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、別表六(三)付表三「10」の欄の金額を記載します。
 - 8 「当期使用額 ⑤」の各欄の外書のうち「11」から「32」までは減額された外国法人税額の充当額を、「当期分」の欄は翌期へ繰り越す未充当額を記載します。